

## 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準に基づく適合確認に関する 部会報告書（案）

### 1. 経緯

「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準」(平成 12 年厚生省告示第 234 号) (以下「製造基準告示」という。) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 1 日付けで、オリエンタル酵母工業株式会社から、組換え DNA 技術応用添加物の製造所について製造基準への適合確認申請があった。

このため、製造基準への適合について遺伝子組換え食品等調査会において審議を行った。

### 2. 審議結果

以下に示す組換え DNA 技術応用添加物の製造所について、製造基準告示別表の製造基準に適合していることを確認した。

#### 製造品目の名称

OYC-GM1 株を利用して生産された酸性ホスファターゼ

#### 製造所の名称及び所在地

オリエンタル酵母工業株式会社 長浜工場  
滋賀県長浜市加納町 50 番地

#### 【申請品目の概要】

OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼは、酸性ホスファターゼの生産能を保有させるために、*Escherichia coli* BL21 (DE3)株を宿主として*Haemophilus influenzae* 由来の酸性ホスファターゼ遺伝子を含む発現ベクターpET-21(+)-HIGM1を導入して作製したOYC-GM1 株を利用して生産された酸性ホスファターゼである。本添加物は、リン酸モノエステルを加水分解するほか、特定の基質に対して高い反応特異性を有する酵素であり、サプリメント原料の製造に使用される。